

証券コード 5395
2022年3月14日

株 主 各 位

埼玉県鴻巣市宮前547番地の1

理研コランダム株式会社

代表取締役
社 長

増 田 富 美 雄

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県鴻巣市中央29番1号
鴻巣市文化センター 3階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第123期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第123期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎新型コロナウイルス感染症への対応について

＜当社の対応について＞

- ・株主総会の出席者（役員・運営スタッフ）は、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場フロアにアルコール消毒液を設置いたします。

＜株主様へのお願い＞

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれも無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使する方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

＜来場される株主様へのお願い＞

- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきますことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・予定しております会場・鴻巣市文化センターが新型コロナウイルス感染症の影響により急遽休館になりました場合、会場を変更させていただきますことをご案内申し上げます。株主総会開催直前までの間、会場の変更につきましては、随時当社ウェブサイトに掲載し、お知らせいたします。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.rikencorundum.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、個人消費は持ち直しているものの、設備投資は足踏みが見られます。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があります。また金融資本市場の変動等の影響にも注視する必要があります。

このような経営環境のなか、当社グループでは、2期連続の営業赤字からの脱却に向け、営業面では売上高の引き上げ、生産面では機械の稼働率の引き上げ、生産のロス率の低減、在庫の削減を目標に取り組んでまいりました。

当社グループの売上については、当連結会計年度における売上高は新型コロナウイルス感染症の影響が薄らいだことを主因に、3,862,423千円（前期比10.1%増）となりました。このうち不動産賃貸収入は66,682千円（前期比54.2%減）となりましたが、2021年8月にイオンリテール株式会社と事業用定期借地権設定契約を締結し、今後は安定的に収入が見込める状況です。

また、利益面では売上高の増加に加え、研磨布紙等製造販売事業における原価率の低減により営業利益は24,699千円（前期は営業損失130,616千円）と2期連続の営業赤字から脱却することができました。経常利益は、持分法適用関連会社である中国の合弁会社「淄博理研泰山涂附磨具有限公司」の売上高増加により持分法による投資利益が前期より大幅に増加した結果304,945千円（前期比220.0%増）となり、また前期の一時的な不動産の解体費用がなくなったことから、親会社株主に帰属する当期純利益は311,293千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失106,477千円）となりました。

セグメントの概況は以下のとおりであります。

なお、営業利益につきましては、全社費用等の配分前で記載しております。

(研磨布紙等製造販売事業)

当社グループの中核事業である研磨布紙等製造販売事業の当連結会計年度の業況は、海外向けの金属加工用や精密加工用の製品の受注増、半導体向けの研磨材も需要増により売上が伸長しました。この結果、売上高は3,215,384千円（前期比12.2%増）となり、営業利益は売上高の増加による粗利の増加や、年金資産の時価評価増による退職給付費用の減少等により69,745千円（前期は91,635千円の営業損失）となりました。

(OA器材部材等製造販売事業)

事務機器に組み込まれる紙送り用各種ローラー部品の受注生産をしているOA器材部材等製造販売事業の当連結会計年度の業況は、2020年度の新型コロナウイルス感染症の影響による得意先の工場停止等の受注減からの反動により、OA機器用の受注が戻った結果、売上高が580,357千円（前期比16.4%増）となり、営業利益は売上高の増加や生産効率化による原価率の改善等により132,775千円（前期比30.6%増）となりました。

(不動産賃貸事業)

イオンリテールストア株式会社との建物賃貸契約解約による収入減が響き、売上高は66,682千円（前期比54.2%減）となり、売上高の減少が大きく影響したことから営業利益は37,849千円（前期比63.3%減）となりました。

＜事業別の売上高＞

(単位：千円、％)

事業区分	第122期 (2020年12月期)		第123期 (2021年12月期) (当連結会計年度)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
研磨布紙等製造販売事業	2,865,044	81.6	3,215,384	83.3	350,340	12.2
OA器材部材等製造販売事業	498,665	14.2	580,357	15.0	81,692	16.4
不動産賃貸事業	145,567	4.2	66,682	1.7	△78,885	△54.2
合 計	3,509,276	100.0	3,862,423	100.0	353,147	10.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は136,233千円であり、主に群馬工場の品質向上を目的とした生産設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、主にセール・アンド・リースバック取引による資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単位	第120期 (2018年12月期)	第121期 (2019年12月期)	第122期 (2020年12月期)	第123期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高	千円	4,721,699	4,307,092	3,509,276	3,862,423
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	千円	166,442	△569,295	△106,477	311,293
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失	円	180.46	△617.35	△115.48	337.61
総 資 産	千円	6,802,270	5,989,677	5,695,266	6,160,284
純 資 産	千円	4,978,932	4,233,704	3,916,878	4,393,957
1株当たり純資産額	円	5,398.77	4,591.23	4,247.90	4,765.51

- (注) 1. 当社は、2018年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第120期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単位	第120期 (2018年12月期)	第121期 (2019年12月期)	第122期 (2020年12月期)	第123期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高	千円	4,580,047	4,192,674	3,412,229	3,732,702
当期純利益又は当期 純 損 失	千円	46,100	△651,344	△252,081	187,875
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失	円	49.98	△706.33	△273.38	203.76
総 資 産	千円	5,611,639	4,746,879	4,276,686	4,377,992
純 資 産	千円	3,896,677	3,107,814	2,629,202	2,767,587
1株当たり純資産額	円	4,225.26	3,370.26	2,851.40	3,001.62

- (注) 1. 当社は、2018年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第120期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はオカモト株式会社で、同社は当社の普通株式469千株（議決権比率51.1%）を保有しております。

親会社との取引に関しては、市場価格・市場金利を勘案して、一般的な取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会は、当社取締役会を中心とした当社独自の経営判断で事業活動、経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考え、親会社との間の取引に際し、当社の利益が害されていないと判断しております。

② 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(連 結 子 会 社) 理研精密器材(蘇州)有限公司(注)	920千USドル	100%	研磨布紙等の製造および販売 OA器材部材等の製造および販売
(連 結 子 会 社) 理 研 香 港 有 限 公 司	100千HKドル	100%	OA器材部材等の販売
(持 分 法 適 用 関 連 会 社) 淄博理研泰山涂附磨具有限公司	5,000千USドル	47%	研磨布紙等の製造および販売

(注)理研精密器材(蘇州)有限公司は、2021年12月末日現在清算中であります。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きが見られます。このような状況のなか、当社グループの当連結会計年度における決算は、新型コロナウイルス感染症の影響が薄らいだことを主因に売上高で10.1%の増加となりました。利益面で2期連続の営業赤字から脱却したことも含め各利益が黒字になりました。これは、売上高の増加に加え、課題であった原価率が改善したことも大きな要因となっています。ただしセグメント別では、当社の中核事業である研磨布紙等製造販売事業の収益力の強化が喫緊の課題であると認識しています。

今後は、会社全体として社員教育・研修(安全・健康・コンプライアンス・技術継

承・品質重視・原価利益意識・与信管理等)の充実を図ります。また営業面においては、得意先の与信管理を徹底し、売価の見直し、商流の整理をしながら、新製品を中心に代理店ルートの拡販、直ユーザー・新規分野開拓等で販売強化を図ります。さらに生産面においても、引き続き、活動が活発化してきた「QC（品質管理）活動・提案制度等」を中心に、品質・歩留まり改善等で収率向上を行います。

「品質と効率向上を考えた設備投資」で、省人化と機械の稼働率改善を行います。また、生産組入れ・材料の見直し等で、製品・仕掛品の在庫削減等を行います。以上の各改善活動を通じ、営業利益を上げて行きます。

不動産賃貸事業に関しましては事業用不動産の将来へ向けた有効活用の観点から、2021年8月にイオンリテール株式会社と事業用定期借地権設定契約を締結しており、今後は安定的な収入が見込める状況です。

また、コンプライアンス・リスク管理、環境保護対策の強化についても、企業の社会的責任に対する社会の要請は一段と高まっていることからさらに充実させていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業区分	事業内容
研磨布紙等製造販売事業	研磨布紙等の製造および販売
O A 器材部材等製造販売事業	O A 器材部材等の製造および販売
不動産賃貸事業	理研神谷ビル跡地、旧東京営業所および鴻巣工場の一部を賃貸

(6) 主要な営業所および工場（2021年12月31日現在）

当 社	本社：埼玉県鴻巣市 東京営業所、開発営業課 名古屋営業所：名古屋市東区、大阪営業所：大阪市天王寺区 福岡オフィス：福岡県福岡市南区 鴻巣工場：埼玉県鴻巣市、沼田工場：群馬県沼田市 新治工場：群馬県利根郡みなかみ町
理研精密器材（蘇州）有限公司（子会社）	本社・工場：中華人民共和国江蘇省蘇州市
理研香港有限公司（子会社）	本社：中華人民共和国香港
淄博理研泰山涂附磨具有限公司（関連会社）	本社・工場：中華人民共和国山東省淄博市

（注） 理研精密器材（蘇州）有限公司（子会社）は2021年12月時点で清算中であります。

(7) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末 比 増 減
研磨布紙等製造販売事業	102 (40) 名	1 (△5) 名
OA器材部材等製造販売事業	8 (3) 名	△17 (△2) 名
不動産賃貸事業	－ (－) 名	－ (－) 名
全社（共通）	6 (5) 名	△1 (－) 名
合 計	116 (48) 名	△17 (△7) 名

（注） 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
110 (48) 名	△1 (△7) 名	42.9歳	19.3年

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	198,800千円
株式会社三菱UFJ銀行	150,000千円
株式会社群馬銀行	30,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の概況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	3,000,000株
② 発行済株式の総数	922,128株
③ 株主数	818名
④ 大株主(上位10名)	

株 主 名	所 有 株 式 数 (株)	持 株 比 率 (%)
オ カ モ ト 株 式 会 社	469,016	50.87
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	89,200	9.67
大 澤 政 俊	22,200	2.41
宇 田 川 恵 造	17,800	1.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13,200	1.43
牧 野 史 朗	9,500	1.03
楽 天 証 券 株 式 会 社	8,500	0.92
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	8,100	0.88
高 田 竜 平	6,600	0.72
ミ ュ キ 産 業 株 式 会 社	5,000	0.54

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、オカモト株式会社は議決権ベースでは51.1%の持株比率です。

(2) 会社役員の状況

①取締役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	増 田 富 美 雄	淄博理研泰山涂附磨具有限公司董事長
常 務 取 締 役	江 口 真 一	
取 締 役	雨 貝 昇	製造部長
取 締 役	石 川 和 男	経理部長
取締役（監査等委員・常勤）	藤 原 信 弘	
取 締 役（監 査 等 委 員）	長 崎 俊 樹	岡村総合法律事務所パートナー
取 締 役（監 査 等 委 員）	新井田 哲 也	わかさ税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役(監査等委員)長崎俊樹氏および新井田哲也氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)長崎俊樹氏および新井田哲也氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 当社は、監査等委員会の監査、監査機能を強化し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 長崎俊樹氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有し、日本弁護士連合会の各種委員、最高裁判所司法研修所刑事弁護教官等を歴任しており、また2015年4月に当社社外監査役に就任して以降、十分にその職責を果たしていることから、監査等委員として選定しております。
5. 新井田哲也氏は、税理士として財務および会計に関する専門的な知見を有しており、また2016年3月に当社社外取締役に就任して以降、十分にその職責を果たしていることから、監査等委員として選定しております。
6. 当社は取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填されることとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

②当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退任日	退任理由
岡本 良幸	取締役 オカモト㈱代表取締役会長兼社長	2021年6月29日	辞任

③取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く。） （う ち 社 外 取 締 役）	5名 (一 名)	29,299千円 (一 千円)
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	3名 (2 名)	11,178千円 (3,600千円)
合 計 （う ち 社 外 取 締 役）	8名 (2 名)	40,477千円 (3,600千円)

(注) 当社の役員の報酬等は、固定報酬のみで構成されており、利益や株価等のパフォーマンス指標に連動する業績連動報酬は採用していません。業務執行取締役を支給する固定報酬は、その職位、担当する業務・業績、在任年数等を基準とし、世間一般水準を考慮した相応しいものとなるよう決定しております。報酬額の算定には、業績や経営基盤構築に対する貢献度も含まれており、一定のインセンティブが付与される仕組みとなっております。監査等委員を含む非業務執行取締役に支給する基本報酬は、経営監査機能を十分発揮できるよう職務内容・専門性・経験等を重視して決定しております。

当社の役員の報酬等に関する事項は、2016年3月25日開催の第117回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額144百万円（うち社外取締役15百万円以内）以内、員数は取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名、うち社外取締役1名、監査等委員である取締役の報酬額を、年額24百万円以内、員数は3名と決議しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼役員の使用人分の給与は含まないものとしております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法は取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会の決議、監査等委員は監査等委員会の協議により代表取締役社長である増田富美雄に委任しております。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額の範囲内において、各取締役の個人別の固定報酬の決定であり、これらの権限を委任した理由は、各取締役の担当事業における評価を客観的に行うのに代表取締役社長が最も適任であると考えられるからです。具体的な報酬等の額は代表取締役社長が他社動向等を勘案しつつ適切に決定されていることを確認しており、取締役会は当該決定が方針に沿うものであると判断しています。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの連結報酬は記載していません。

④社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の役員等の兼職状況

当 社 社 外 役 員		兼 務 先 お よ び 兼 務 先 と の 関 係
長 崎 俊 樹	社外取締役 (監査等委員)	岡村総合法律事務所パートナー なお、当社は岡村総合法律事務所に所属する同氏以外の弁護士から法律上のアドバイスを必要に応じ受けておりますが、同事務所と当社における取引額は、同事務所の年間収入および当社連結売上高のいずれにおいてもその割合は低い状況にあります。
新井田 哲也	社外取締役 (監査等委員)	わかさ税理士法人代表社員 なお、当社と当該法人とは特別な関係はございません。

(ii) 当事業年度における主な活動及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当 社 社 外 役 員		活 動 状 況
長 崎 俊 樹	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のすべてに出席しました。主に、弁護士としての見地から、取締役会では、当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンプライアンスおよび経営のリスク管理面を中心に、専門的な知見に基づき、監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
新井田 哲也	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のすべてに出席しました。主に、税理士としての見地から、取締役会では、当該視点から積極的に意見を述べており、経験および専門的な知見に基づき、監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、岡本良幸取締役との間でも同取締役が退任されるまでは同様の契約を締結しておりました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当連結会計年度に係る監査証明業務に基づく報酬の額以外に、前連結会計年度に係る追加報酬として当連結会計年度に支出した額が700千円あります。

③ 子会社等の監査に関する事項

当社の重要な子会社等は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

④ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当であるとの判断をし、同意いたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げる事由に該当すると認められ、その必要があると判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」(内部統制システムの基本方針)について、以下のとおり定めております。

① 経営理念

当社は経営理念として「理研コランダム憲章」を掲げ、その実現に向けた「行動指針」を設定しています。

理研コランダム憲章

- ・日本を代表する研削・研磨のトップ企業として、社会的責任を自覚し、法令・ルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公平な企業活動を推進する。
- ・お客様を第一と考え、常に最高の製品・サービスを提供する。
- ・株主、市場から高く評価され、広く社会から信頼される。
- ・社員にとって働き甲斐があり、魅力に富んだ職場にする。

行動指針

- ・公正・透明・自由な競争を実践し、会社資産の保全・拡大に努める。
- ・一人ひとりが高い倫理観（例えば、「安全第一」「嘘をつかない」「ルールを守る」「反社会的勢力に対しては隙を見せず、毅然とした対応を行う」「公私に亘り節度ある行動をする」等）を持って自主的・自立的に行動し、協力して業務を遂行し、自由闊達な職場を築く。

② 内部統制システムの構築、運営による経営理念「理研コランダム憲章」の実現

当社は内部統制システムを、「事業遂行上不可避免的に発生し、直面するさまざまなリスクの評価・管理、業務の有効性および効率性の維持向上、適時開示の実行と財務報告の信頼性の確保、コンプライアンスの徹底、資産の保全等により企業価値を高め、ステークホルダーから高い評価を得るため、当社のあらゆる業務プロセスの中に組み込まれ、運営され、改善される経営上の仕組みである。」と捉え、その構築と、運営を進めてまいります。

③ 具体的な取り組み事項

(i) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社グループにおいて「コンプライアンス管理規程」および「リスク管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、製造業として重要課題である「環境・安全」関係の法令等については、これを専管する組織を設けております。

- 2) 当社グループにおいて、「公益通報者保護規程」に準拠し、コンプライアンス違反の発生拡大を防止するために有効に機能する内部通報体制を構築しております。
- 3) 不当要求防止責任者のもと社内関係部門および社外専門機関との連絡、協力体制を整備し、当社グループとして反社会的勢力に対しては隙を見せず毅然とした対応を行っております。
- 4) 財務報告に係る内部統制構築基本方針にのっとり、会計監査人、監査等委員会とも必要な調整を図りつつ、公表された内部統制の整備・評価に準拠し、内部統制の有効性を適時適切に評価・公表し得る体制を構築しております。

(ii) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて「リスク管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、その取り組みのひとつとして、各担当部門において専門的な立場から、各種リスクの評価・管理を目的として、各担当部門の部長の責任のもとで「組織・業務自主点検」を毎月実施しております。

また、平時においては各部にてその有するリスクの洗い出しとその低減等に取り組むとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局は、定期的にモニタリングを実施し、また、災害発生時等に備えて事業継続計画書（BCP）を策定し、本計画書に基づいた訓練を行っております。

(iii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の「取締役会」を原則毎月1回開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また年1回以上群馬工場で取締役会を開催し現場との交流を図ることで、効率的な現場の把握、情報の共有に努めてまいります。

業務の運営については将来の事業環境を踏まえ当社グループとしての中期経営計画および各年度予算を立案し全社的な目標を設定しており、各部門においてはその目標達成に向けて具体策を立案実行いたします。その遂行状況は課長以上の管理職が出席する会議を月1回開催し、業績・状況の把握できる体制を整えるとともに、効率の良い業務執行に努めてまいります。

(iv) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令、社内規程「文書管理規程」に基づき文書の保存を行っております。また情報の管理については「機密管理規程」・「パソコン管理規則」を定めて対応しております。

(v) 業務の適正を確保するための体制

「内部監査規程」に準拠し、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局が毎年全部門および一部営業拠点・工場について業務監査を実施し、加えてISO委員会内部監査委員およびJ-SOX内部監査委員がそれぞれ原則年2回の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。

また、当社グループの経営については、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」を定め、当社グループの業務の適正確保を見据えた管理方針等を明定するとともに、事業内容の定期的な報告と重要案件についての報告および事前協議を取締役会で行っております。

(vi) 監査等委員会に報告するための体制

当社グループの役員(監査等委員である取締役を除く。)および従業員は、その職務の状況について、取締役会等の重要会議の場で、監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告しております。

なお、監査等委員会へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保しております。

また、当社は役員(監査等委員である取締役を除く。)および従業員合計で百数十名の規模であり、監査等委員会に対して専従の支援要員を配置しないものの、監査等委員会が求めた場合は総務人事部員が補助を行い、その際の当該部員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。

(vii) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役員(監査等委員である取締役を除く。)および従業員は監査等委員監査に対する理解を深め、監査等委員監査の環境を整備するように努めております。

また、監査等委員は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。

なお、監査等委員は会計監査人から報告と説明を受け、必要に応じて意見交換を行い、子会社事業所への往査に同行するなど、会計監査人の独立性を監視するとともに連携を図っております。

また、監査等委員ならびに監査等委員会が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家・アドバイザーを任用する等、職務を遂行するうえで生ずる必要な費用の支出、前払い等を求めた場合、当社は、監査の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社取締役会は、本事業年度に12回の定例取締役会および2回の臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項を協議・決定するとともに、各部門における執行状況について、取締役会で決定した年度計画、中期経営計画の進捗状況も含めた報告を受けております。

内部監査については、本事業年度において、全部門および一部拠点の業務監査を原則無予告にて実施し、さらに年2回のISO委員会内部監査を行い、適正化を図るとともに、J-SOX内部監査による有効性評価を実施いたしました。

また、当社は、「組織・業務自主点検」を行っておりますが、本事業年度につきましても、全部門、全拠点が毎月もれなく実施し、業務・運営の適切性等について点検をいたしました。

なお、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を本事業年度は4回開催し、各内部監査および自主点検についての本事業年度取組方針、実施状況およびその結果について報告、検証いたしました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めています。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であることから、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為に対しても、これに応じるか否かは最終的には個々の株主の皆様の判断・意思に基づくべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、会社経営陣との十分な協議・合意のプロセスを経ることなく、また株主の皆様への十分な情報開示がなされることなく強行されるもの、あるいはその目的等から判断して、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが含まれる可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を探ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

以上の考え方にに基づき、当社は、2008年3月に当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、2017年3月まで更新してまいりましたが、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や買収防衛策を巡る動向、当社を取り

巻く経営環境の変化を注視しつつ慎重に検討した結果、2020年3月に、当該対応策を非継続（廃止）としました。

なお、当社は、本対応策満了後も、引き続き企業価値・株主の共同の利益の確保・向上に向けた取組みを進めるとともに、当社株式について、大量取得行為を行い又は行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を、株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、当社の経営理念を定めた理研コランダム憲章に基づき、短期的または再現性を欠く成果の追求に陥ることなく、当社ブランドである「地球印ブランド」の更なる強化を図ること、また研磨布紙等製造販売事業とOA器材部材等製造販売事業との間の緊密な連携を推進し、競争力の源泉である「技術開発・人材開発力、顧客サービス・市場開拓力」の更なる伸張を図ること、加えて株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築すること等によって、当社の企業価値および株主共同の利益の向上は実現されることとなり、上記①に定める「基本方針」の実現に資するものと考えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は安定的な配当の継続、将来の事業展開に備えた内部留保の充実等に配慮しながら業績に対応した配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、業界における競争の激化などに対処し、研究設備および製造設備等を強化するための資金需要に備える所存であり、将来の利益に貢献し、株主各位に対する安定した配当に寄与できるものと考えております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただくことを2022年3月30日に開催される第123回定時株主総会にお諮りいたします。すでに、2021年9月8日に実施済みの中間配当金30円とあわせて、年間配当金は1株当たり60円となります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,516,371	流 動 負 債	1,364,071
現金及び預金	714,869	支払手形及び買掛金	842,214
受取手形及び売掛金	934,607	短期借入金	300,000
商品及び製品	394,294	1年内返済予定の長期借入金	72,800
仕 掛 品	316,600	リ ー ス 債 務	20,291
原材料及び貯蔵品	130,013	未 払 法 人 税 等	6,331
そ の 他	32,036	そ の 他	122,436
貸 倒 引 当 金	△6,048	固 定 負 債	402,256
固 定 資 産	3,643,913	長期借入金	44,000
有 形 固 定 資 産	1,385,623	リ ー ス 債 務	78,582
建物及び構築物	741,203	繰 延 税 金 負 債	205,282
機械装置及び運搬具	199,826	長 期 預 り 金	60,752
土 地	328,763	資 産 除 去 債 務	10,000
そ の 他	115,831	そ の 他	3,640
無 形 固 定 資 産	51,151	負 債 合 計	1,766,327
投資その他の資産	2,207,139	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	376,572	株 主 資 本	3,958,943
関係会社出資金	1,810,840	資 本 金	500,000
退職給付に係る資産	3,269	資 本 剰 余 金	89,675
そ の 他	16,458	利 益 剰 余 金	3,369,471
資 産 合 計	6,160,284	自 己 株 式	△203
		その他の包括利益累計額	435,014
		その他有価証券評価差額金	146,380
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	649
		為 替 換 算 調 整 勘 定	287,985
		純 資 産 合 計	4,393,957
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,160,284

連結損益計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	3,862,423
売上原価	3,196,324
売上総利益	666,098
販売費及び一般管理費	641,399
営業利益	24,699
営業外収益	
受取利息	34
受取配当金	19,841
持分法による投資利益	239,309
その他	38,178
営業外費用	
支払利息	4,957
売却損	918
為替差損	7,428
支払手数料	2,563
その他	1,251
経常利益	17,117
特別利益	304,945
投資有価証券売却益	
特別損失	38,545
減損	7,815
子会社整理損	25,678
税金等調整前当期純利益	33,493
法人税、住民税及び事業税	6,543
法人税等調整額	△7,840
当期純利益	309,996
親会社株主に帰属する当期純利益	311,293
	311,293

連結株主資本等変動計算書

(2021年 1 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	500,000	89,675	3,114,234	△124	3,703,785
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△732		△732
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	500,000	89,675	3,113,502	△124	3,703,053
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△55,324		△55,324
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			311,293		311,293
自 己 株 式 の 取 得				△79	△79
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	255,968	△79	255,889
当 期 末 残 高	500,000	89,675	3,369,471	△203	3,958,943

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	141,302	△919	72,710	213,093	3,916,878
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					△732
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	141,302	△919	72,710	213,093	3,916,146
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△55,324
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					311,293
自 己 株 式 の 取 得					△79
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	5,078	1,568	215,275	221,921	221,921
当 期 変 動 額 合 計	5,078	1,568	215,275	221,921	477,810
当 期 末 残 高	146,380	649	287,985	435,014	4,393,957

連結注記表

1. 記載金額は千円未満を四捨五入によって表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2 社
- ・主要な連結子会社の名称 理研精密器材（蘇州）有限公司
理研香港有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数 1 社
- ・主要な会社等の名称 淄博理研泰山涂附磨具有限公司

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社 2 社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

原則として時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

当社および在外連結子会社は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

但し、当社が1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物	31～38年
機械装置及び運搬具	9～12年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当連結会計年度末において年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、その差額を投資その他の資産の「退職給付に係る資産」に計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替予約については、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

製・商品輸入による予定取引

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準等の適用」

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

（以下「収益認識会計基準等」という。）が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は営業外収益に計上していた受取商標使用料については、売上高としております。また、営業外費用に計上していた売上割引については、売上高より控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首

残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

① 履行義務の充足分及び未充足分の区分

② 取引価格の算定

③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

4. 表示方法の変更に関する注記

(1) (連結損益計算書)

①前連結会計年度において、独立掲記しておりました「助成金収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度における「助成金収入」の金額は12,827千円であります。

②「支払手数料」は、前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の営業外費用の「その他」に含まれている「支払手数料」は1,450千円であります。

(2) (「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 重要な会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	394,294千円
仕掛品	316,600千円
原材料及び貯蔵品	130,013千円
売上原価（たな卸資産評価損及びたな卸資産廃棄損）	35,627千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループのたな卸資産は、研磨布紙事業及びOA機器の製造・販売に必要な商品および製品、仕掛品及び原材料であります。

当社グループのたな卸資産は見込み生産により製造を行っているため、需要予測に比して販売実績が下方乖離し一定の回転期間を超えるたな卸資産が発生した場合、当該たな卸資産を滞留在庫と定義しており、たな卸資産評価損及びたな卸資産廃棄損を計上しております。たな卸資産評価損及びたな卸資産廃棄損の大部分は滞留在庫から発生しています。

滞留在庫については、将来の販売又は使用見込みの予測を踏まえたうえで定期的に帳簿価額を減額し、たな卸資産評価損を計上しておりますが、需要見込みの相違により滞留在庫が大幅に増加した場合や将来の販売又は使用見込みの予測との大幅な乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	439,526千円
土地	39,635千円
合計	479,161千円
同上に対応する債務額	
短期借入金	101,200千円
1年内返済予定の長期借入金	48,800千円
合計	150,000千円

(2) 有形固定資産減価償却累計額 3,067,712千円

(3) 圧縮記帳

受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

建物及び構築物	91,704千円
機械装置及び運搬具	61,129千円
その他	7,438千円
合計	160,271千円

(4) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入金未実行残高は、以下のとおりであります。

当座貸越極度額	750,000千円
借入金実行残高	300,000千円
差引額	450,000千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当連結会計年度末 の 株 式 数 (株)
普 通 株 式	922,128	—	—	922,128

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年3月25日開催の第122回定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	27,662千円
・1株当たり配当金額	30円00銭
・基準日	2020年12月31日
・効力発生日	2021年3月26日

ロ. 2021年8月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	27,662千円
・1株当たり配当金額	30円00銭
・基準日	2021年6月30日
・効力発生日	2021年9月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年3月30日開催予定の第123回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	27,661千円
・配当金の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	30円00銭
・基準日	2021年12月31日
・効力発生日	2022年3月31日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式について四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 千円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額（*2）
①現金及び預金	714,869	714,869	—
②受取手形及び売掛金	934,607	934,607	—
③投資有価証券 その他有価証券	357,226	357,226	—
④支払手形及び買掛金	(842,214)	(842,214)	—
⑤短期借入金	(300,000)	(300,000)	—
⑥長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含む）	(116,800)	(116,710)	△90
⑦デリバティブ取引	934	934	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）連結貸借対照表計上額が時価を上回っている場合の差額は、正の数で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、並びに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑦デリバティブ取引

為替予約のうち振当処理によっているものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債務と一体として処理されているため、その時価は、外貨建金銭債務の時価に含めて記載しております。

為替予約のうち振当処理によっていないものは、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額19,346千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 関係会社出資金（連結貸借対照表計上額1,810,840千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用の土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 千円)

連結貸借対照表計上額	時価
89,622	2,238,453

(注) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

4,765円51銭

(2) 1株当たり当期純利益

337円61銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

(1) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

① 研磨布紙等製造販売事業及びOA器材部材等製造販売事業

顧客との間に締結した販売契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。

② 不動産賃貸事業

顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、サービスを顧客に提供する義務があります。

(2) 収益を認識する通常の時点

① 研磨布紙等製造販売事業及びOA器材部材等製造販売事業

製商品出荷時に収益を認識する出荷基準を採用しております。

② 不動産賃貸事業

不動産賃貸借契約に基づき、前受けを受けるべき額を除き、その支払いを受けるべき日において収益を認識しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,337,844	流動負債	1,344,794
現金及び預金	584,345	支払手形	139,380
受取手形	222,717	電子記録債務	347,467
電子記録債権	178,894	買掛金	337,304
売掛金	512,683	短期借入金	300,000
商品及び製品	368,516	1年内返済予定の長期借入金	72,800
仕掛品	316,600	リース債務	19,477
原材料及び貯蔵品	130,036	未払金	22,857
前払費用	11,088	未払費用	59,767
その他	19,014	預り金	10,600
貸倒引当金	△6,050	その他	35,141
固定資産	2,040,148	固定負債	265,610
有形固定資産	1,384,840	長期借入金	44,000
建物	716,211	リース債務	78,582
構築物	24,992	繰延税金負債	68,636
機械及び装置	199,623	長期預り金	60,752
車両運搬具	203	資産除去債務	10,000
工具器具備品	32,008	その他	3,640
土地	328,763	負債合計	1,610,404
リース資産	65,345	(純資産の部)	
建設仮勘定	17,696	株主資本	2,620,558
無形固定資産	51,151	資本金	500,000
借地権	26,197	資本剰余金	89,675
電話加入権	1,884	資本準備金	89,675
ソフトウェア	1,706	利益剰余金	2,031,086
水道施設利用権	107	利益準備金	125,000
リース資産	21,258	その他利益剰余金	1,906,086
投資その他の資産	604,157	配当準備積立金	250,000
投資有価証券	376,572	固定資産圧縮積立金	86,786
関係会社株式	1,591	別途積立金	1,268,700
関係会社出資金	207,257	繰越利益剰余金	300,600
出資	10,323	自己株式	△203
前払年金費用	3,269	評価・換算差額等	147,029
その他	5,145	その他有価証券評価差額金	146,380
資産合計	4,377,992	繰延ヘッジ損益	649
		純資産合計	2,767,587
		負債・純資産合計	4,377,992

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	3,732,702
売上原価	3,103,381
売上総利益	629,320
販売費及び一般管理費	611,142
営業利益	18,178
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	83,235
助成金収入	12,827
その他の	22,016
営業外費用	
支払利息	4,189
手形売却損	918
為替差損	3,882
支払手数料	2,563
その他の	1,251
経常利益	12,803
特別利益	123,456
投資有価証券売却益	38,545
税引前当期純利益	38,545
法人税、住民税及び事業税	8,700
法人税等調整額	△34,575
当期純利益	△25,875
	187,875

株主資本等変動計算書

(2021年 1 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本											株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金							自 己 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
					配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金					
当 期 首 残 高	500,000	89,675	89,675	125,000	250,000	88,155	1,368,700	67,412	1,899,268	△124	2,488,819	
会計方針の変更による累積 的 影 響 額								△732	△732		△732	
会計方針の変更を反映した当期 首 残 高	500,000	89,675	89,675	125,000	250,000	88,155	1,368,700	66,680	1,898,536	△124	2,488,087	
当 期 変 動 額												
固定資産圧縮積立金の取崩し						△1,369		1,369	—		—	
別 途 積 立 金 の 取 崩 し							△100,000	100,000	—		—	
剰 余 金 の 配 当								△55,324	△55,324		△55,324	
当 期 純 利 益								187,875	187,875		187,875	
自 己 株 式 の 取 得										△79	△79	
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)												
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△1,369	△100,000	233,920	132,550	△79	132,471	
当 期 末 残 高	500,000	89,675	89,675	125,000	250,000	86,786	1,268,700	300,600	2,031,086	△203	2,620,558	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	141,302	△919	140,384	2,629,202
会計方針の変更による累積 的 影 響 額				△732
会計方針の変更を反映した当期 首 残 高	141,302	△919	140,384	2,628,471
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩し				—
別 途 積 立 金 の 取 崩 し				—
剰 余 金 の 配 当				△55,324
当 期 純 利 益				187,875
自 己 株 式 の 取 得				△79
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	5,078	1,568	6,646	6,646
当 期 変 動 額 合 計	5,078	1,568	6,646	139,117
当 期 末 残 高	146,380	649	147,029	2,767,587

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を四捨五入によって表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

③ デリバティブ

原則として時価法を採用しております。

④ たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 31～38年

機械及び装置 9～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当事業年度末において年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、その差額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）等を当事業年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

為替予約については、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

製・商品輸入による予定取引

ハ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準等の適用」

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）（以下「収益認識会計基準等」という。）が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は営業外収益に計上していた受取商標使用料については、売上高としております。また、営業外費用に計上していた売上割引については、売上高より控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

① 履行義務の充足分及び未充足分の区分

② 取引価格の算定

③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

4. 表示方法の変更に関する注記

(1) (損益計算書関係)

「支払手数料」は、前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、当事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前事業年度の営業外費用の「その他」に含まれている「支払手数料」は1,450千円であります。

(2) (「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 重要な会計上の見積り

たな卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 368,516千円

仕掛品 316,600千円

原材料及び貯蔵品 130,036千円

売上原価(たな卸資産評価損及びたな卸資産廃棄損) 32,721千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

内容につきましては、連結注記表「5. 重要な会計上の見積りに関する注記②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	439,526千円
土地	39,635千円
合計	479,161千円
同上に対応する債務額	
短期借入金	101,200千円
1年内返済予定の長期借入金	48,800千円
合計	150,000千円

(2) 有形固定資産減価償却累計額 3,058,251千円

(3) 圧縮記帳

受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

建物	91,704千円
機械及び装置	61,129千円
工具器具備品	7,438千円
合計	160,271千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	258千円
② 短期金銭債務	22,982千円

(5) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入金未実行残高は、以下のとおりであります。

当座貸越極度額	750,000千円
借入金実行残高	300,000千円
差引額	450,000千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	14,498千円
② 仕入高	74,172千円
③ 販売費及び一般管理費	17,575千円
④ 営業取引以外の取引高	63,594千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当事業年度末の 株 式 数 (株)
普 通 株 式	54	42	—	96

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加42株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

たな卸資産評価損否認	10,455千円
貸倒引当金超過額	1,845千円
税務上の繰越欠損金	330,720千円
長期未払費用否認	1,104千円
減損損失否認	1,599千円
その他	5,663千円
繰延税金資産小計	351,386千円
評価性引当額 (注)	△316,416千円
繰延税金資産合計	34,971千円

繰延税金負債

前払年金費用否認	997千円
固定資産圧縮積立金	38,086千円
その他有価証券評価差額金	64,239千円
繰延ヘッジ損益	285千円
繰延税金負債合計	103,607千円
繰延税金負債の純額	68,636千円

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

研磨布紙等製造販売事業における基幹システムであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,001円62銭
(2) 1株当たり当期純利益	203円76銭

12. 収益認識に関する注記

連結注記表「12. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月28日

理研コランダム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 代	勲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 松	聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、理研コランダム株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研コランダム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月28日

理研コランダム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ さいたま事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 代	勲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 松	聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、理研コランダム株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月2日

理研コランダム株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 藤 原 信 弘 ⑨
監 査 等 委 員 長 崎 俊 樹 ⑨
監 査 等 委 員 新 井 田 哲 也 ⑨

(注) 監査等委員 長崎俊樹及び新井田哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第123期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円。総額は27,660,960円

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき60円となります。なお、この場合の配当金額は、55,323,180円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月31日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は安定的な配当の継続、将来の事業展開に備えた内部留保の充実等に配慮しながら、業績に対応した配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、業界における競争の激化などに対処し、研究設備および製造設備等を強化するための資金需要に備える所存であり、将来の利益に貢献し、株主各位に対する安定した配当に寄与できるものと考えております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発効日に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
<新設>	<u>(附則)</u> <u>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行規定第15条が効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役4名(全員)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会からは、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有しており、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	ますだ とみお 増田 富美雄 (1954年3月21日生)	1978年6月 岡本理研ゴム(株) (現オカモト株) 入社 2009年6月 オカモト(株)取締役建装部長兼産業用品部長 兼開発室・ISO担当 2015年6月 同社常務取締役人事部、粘着製品部、 建装部、工業用品部、資材部担当 2016年6月 同社取締役監査等委員 2017年3月 当社取締役 2018年1月 当社代表取締役社長(現任) 2018年5月 淄博理研泰山涂附磨具有限公司董事長(現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、代表取締役として経営全般にわたる経験と見識を有しております。他の役員を指揮して、中長期的な成長戦略を着実に実行することが期待できるため、取締役候補者いたしました。			
2	えぐち しんいち 江口 真一 (1960年10月16日生)	1983年4月 安田生命保険(相) (現明治安田生命保険(相)) 入社 2008年4月 明治安田生命保険(相)大宮支社長 2010年4月 同社法人職域開拓部長 2014年4月 (株)MYJリスク管理・コンプライアンス部長 2015年4月 同社内部監査部長 2016年3月 当社取締役経営管理室長 2017年3月 当社常務取締役 (現任)	500株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、保険会社および当社における幅広い経験等により、当社の経営管理を的確、公正に遂行することが期待できるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
3	あまが い のぼる 雨 貝 昇 (1956年 5月31日生)	1976年 4月 ヤマト化学工業㈱入社 2003年 1月 オカモト㈱入社 2015年 2月 同社茨城工場製造部長代理 2016年 1月 当社製造部長（現任） 2016年 3月 当社取締役（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、他社および当社の製造部門における豊富な経験等により、当社の経営管理を的確、公正に遂行することが期待できるため、取締役候補者いたしました。		
4	いしかわ かずお 石 川 和男 (1960年 9月21日生)	1984年 4月 熊谷精密㈱入社 2002年 4月 三洋精密㈱（現日本電産セイミツ㈱）関連会社管理課長 2004年 5月 当社管理本部財務グループ課長 2013年 4月 当社管理本部次長 2015年11月 当社総務部長 2016年 3月 当社取締役（現任） 2017年11月 当社経理部長（現任）	100株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、他社および当社の経理部門における豊富な経験等により、当社の経営管理を的確、公正に遂行することが期待できるため、取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 取締役候補者増田富美雄氏は、溜博理研泰山塗附磨具有限公司の董事長を兼務し、当社は同社との間に製品輸入等の取引関係があります。
2. 取締役候補者増田富美雄氏の上記「略歴、当社における地位、担当および重要な兼務の状況」の欄には、当社の親会社であるオカモト株式会社およびその子会社における過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
3. 当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填されることとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期中である2022年 8月 1日に当該保険契約は更新する予定になっています。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼業の状況	所有する当 社 の株式数
※ 1	しおやま かつのり 塩山 勝徳 (1964年5月14日生)	1987年4月 当社入社 2011年4月 当社技術本部課長兼ISO推進室勤務 2014年3月 当社技術本部開発戦略グループ長 2015年11月 当社製造部群馬工場長 2022年1月 当社内部統制室主事(現任)	100株
2	ながさき としき 長崎 俊樹 (1953年11月18日生)	1991年4月 長崎俊樹法律事務所開設 1996年5月 日本弁護士連合会編集委員会委員 1997年4月 同人権擁護委員会委員 1997年5月 同業務対策委員会委員 2002年1月 最高裁判所司法研修所刑事弁護教官 2002年5月 岡村総合法律事務所パートナー(現任) 2007年11月 新司法試験審査委員 2015年4月 当社社外監査役 2016年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
3	あらいだ てつや 新井田 哲也 (1971年5月22日生)	1999年2月 新日本アーンストアンドヤング税理士 法人(現EY税理士法人)入社 税理士登録 1999年6月 わかさ税理士法人 代表社員(現任) 2010年9月 東京税理士会玉川支部 幹事(現任) 2013年6月 東京税理士会玉川支部 幹事(現任) 2016年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株

- (注) 1. ※印は新任の候補者であります。
 2. 候補者全員は、監査等委員である取締役候補者であります。
 3. 長崎俊樹氏は岡村総合法律事務所パートナーであり、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。
 4. その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 5. 長崎俊樹氏、新井田哲也氏は社外取締役候補者であります。
 6. 当社は、長崎俊樹氏、新井田哲也氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
 7. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
 (1) 長崎俊樹氏を社外取締役候補者とした理由について

同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を有し、日本弁護士連合会

の各種委員、最高裁判所司法研修所刑事弁護教官等を歴任し、法律に関して豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして、特にコンプライアンスおよび経営のリスク管理面を中心に専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したためであります。

また2015年4月に当社社外監査役に就任して以降、十分にその職責を果たしていることから、社外取締役としての職責を適切に果たしていただけると判断したものであります。なお、同氏は当社社外取締役に就任後、6年が経過しております。

(2) 新井田哲也氏を社外取締役候補者とした理由について

同氏は、税理士として財務および会計に関する専門的な知見を有し、税務監査の経験も豊富であります。引き続き当該知見を活かして、財務および会計を中心に専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したためであります。

また2016年3月に当社社外取締役（監査等委員）に就任して以降、十分にその職責を果たしていることから、社外取締役としての職責を適切に果たしていただけると判断したものであります。

なお、同氏は当社社外取締役に就任後、6年が経過しております。

8. 業務執行取締役等であるものを除く取締役候補者との責任限定契約について

当社は、業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合は、当社は責任限定契約を継続する予定であります。

9. 当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填されることとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中である2022年8月1日に当該保険契約は更新する予定になっています。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼業の状況	所有する当社の 株 式 数
う し く ぼ い さ お 牛 久 保 功 (昭和24年5月9日生)	1973年4月 安田火災海上保険㈱（現損害保険ジャパン日本興亜㈱）入社 2001年10月 ホンゴウサービス㈱入社 2002年5月 同社取締役管理部長 2006年5月 同社代表取締役社長 2015年5月 同社代表取締役社長退任 2018年3月 当社取締役(補欠の監査等委員)(現任)	300株

- (注)1. 候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 牛久保功氏は補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 牛久保功氏を補欠の社外取締役候補者とした理由
同氏は金融機関に長く勤務されるとともに経営者としての経験が豊富であり、経営に関する高い見識と深い知見を有されていることから、補欠の監査等委員として選定しております。
4. 業務執行取締役等であるものを除く取締役候補者との責任限定契約について
当社は牛久保功氏が取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が取締役に就任された場合は、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填されることとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期中中である2022年8月1日に当該保険契約は更新する予定になっています。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。近年、監査工数の増加に伴い監査報酬が増加傾向にあること及び同法人の監査継続年数が長期にわたっていることから、今般、会計監査人の異動を行うこととし、監査法人ナカチを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

監査等委員会が監査法人ナカチを会計監査人の候補者としたのは、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査体制、及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えており、会計監査人として適任と判断したためであります。

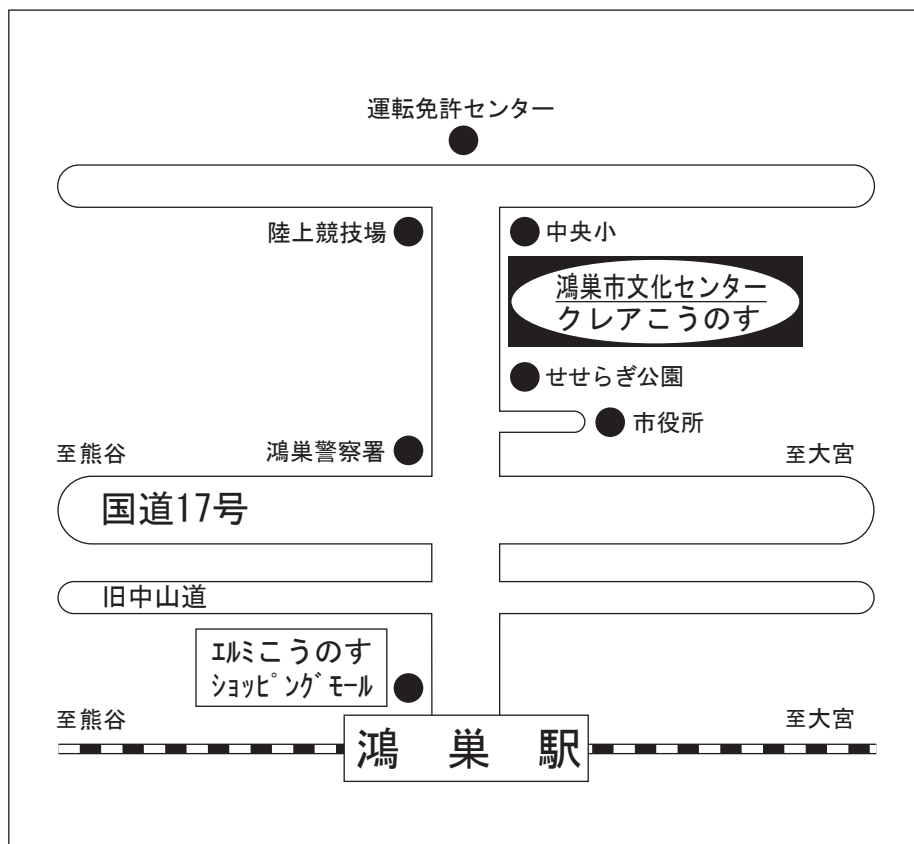
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年2月1日現在)

名	称	監査法人ナカチ		
事 務 所	所 在 地	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号		
沿	革	1997年8月設立		
概	要	構成人員		
		名誉顧問及び顧問(公認会計士)	2名	
		パートナー(公認会計士)	7名	
		職員(公認会計士)	16名	
		その他	3名	
		計	28名	
		関与会社	28社	

以 上

会場ご案内図



- 会場 埼玉県鴻巣市中央29番1号
鴻巣市文化センター 3階会議室
TEL 048 (540) 0540
◆JR高崎線鴻巣駅より1,500m
徒歩15分
◆免許センター行きバスにて終点下車